

サウンディング型市場調査実施に係る基本指針の策定について

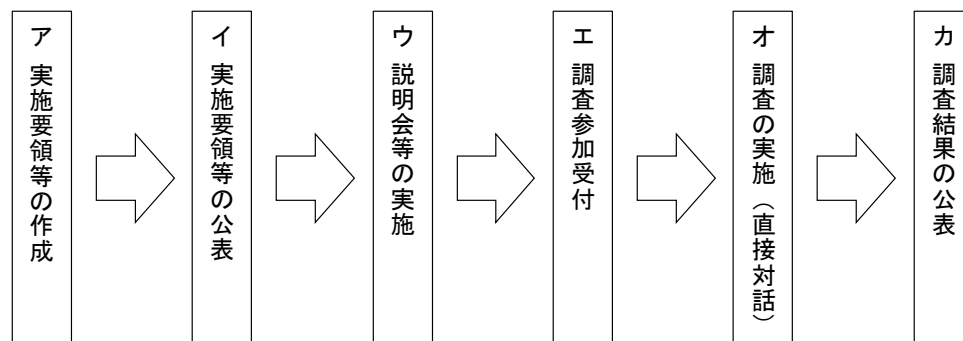
施設・用地の活用や事業サービス等において民間活力を積極的に導入するため、取組の内容・公募条件を決定する前段階において、公募により民間事業者との直接対話を行う「サウンディング型市場調査^{*}（以下「調査」という。）」を実施します。これに当たり、以下のとおり基本指針を策定したので報告いたします。（基本指針の詳細は別紙のとおり）

1 調査の目的

- ・施設・用地の有効活用策の検討に当たり、民間事業者との対話を行い、市場性やアイデア等を事前に把握することで、事業検討の参考とするほか、公募条件の検討において当該事業の価値や効果を最大限に高めるための諸条件の整理を行う。
- ・民間事業者が、自らのノウハウや創意工夫を事業に反映できる機会を設けることで、参画しやすい環境を整えるとともに、事業者の参加意向を把握する。

2 調査の実施

調査で行う民間事業者との対話については、下図の手順を基本として実施することとする。調査の実施に当たっては、特定の民間事業者が有利にならないように情報提供することや、参加事業者との対話概要の公表など、公平性・透明性の確保に留意する。



3 調査実施後の手続き

調査実施後は、民間事業者からの提案、意見等を踏まえて事業内容(方向性)、公募条件を再検討し、条件が整った場合において、プロポーザル方式などによる事業者募集を行う。

※サウンディング型市場調査

公有地の活用や民間サービスの導入などの取組を決定する前段階で、当該案件の活用の可能性を最大限に高めるため、公募により民間事業者との直接対話を行い、取組の内容・公募条件等に関する整理を行うもの。区にとっては事業検討に向けた市場性の有無やアイデアを把握でき、民間事業者にとっても自らのノウハウ等を取組に反映し参入しやすい環境にしていけるなどのメリットがある。

サウンディング型市場調査実施に係る基本指針

今後、社会保障関連経費の増加や、生産年齢人口の減少による税収減の可能性が見込まれ、区の財政は益々厳しさを増す中、区立施設は次々と老朽化に伴う更新時期を迎え、多額の改築費用等が掛かることが予想されている。

一方、近年、一部の自治体では、施設整備や事業サービス等に民間の良好な投資を誘導するとともに、そのノウハウ等を活用することで、経費の抑制や歳入の確保、さらには利用者の利便性向上などの効果を上げている。

そこで、区としても今後、施設・用地の活用や事業サービス等において民間活力を積極的に導入するため、取組の内容及び公募条件を決定する前段階において、公募により民間事業者との直接対話を行う「サウンディング型市場調査（以下「調査」という。）」を、以下の基本指針に基づき実施することとする。

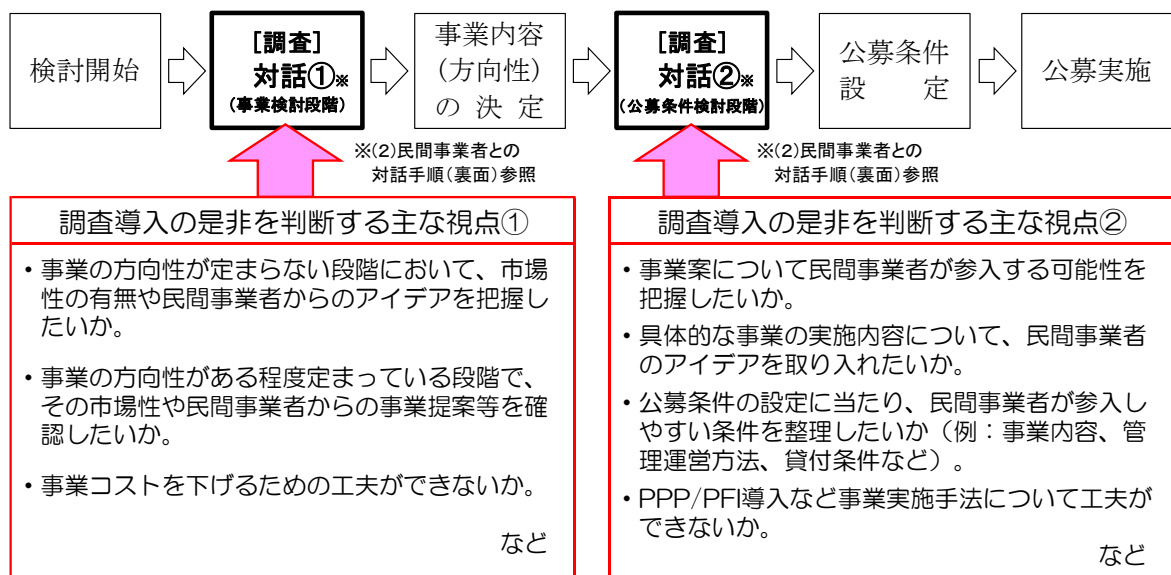
1 調査の目的

施設・用地の有効活用策の検討に当たり、民間事業者との対話を行い、市場性やアイデア等を事前に把握することで、事業検討の参考とするほか、公募条件の検討において当該事業の価値や効果を最大限に高めるための諸条件の整理を行う。また、民間事業者が、自らのノウハウや創意工夫を事業に反映できる機会を設けることで、参画しやすい環境を整えるとともに、事業者の参加意向を確認する。

2 調査の手順

(1) 検討開始から公募実施に至るまでの基本的な流れ

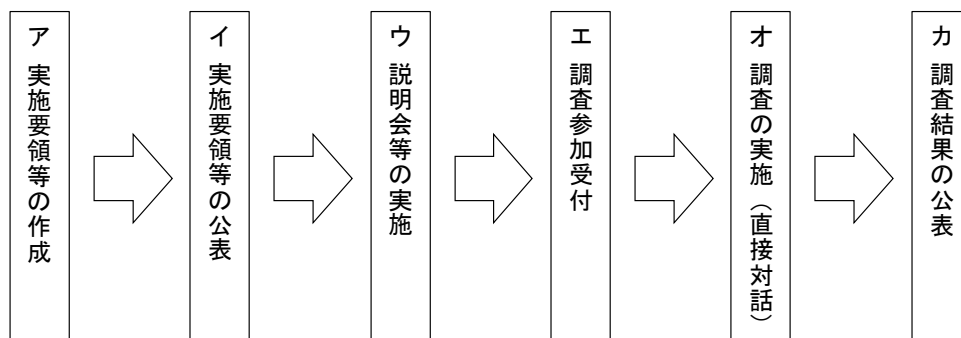
事業検討から公募の実施に至るまでの間には、①事業検討段階と②公募条件検討段階の2つの調査がある。調査の導入の是非については、下図に記載している主な視点などを踏まえ、総合的に判断する。



調査の内容や進め方については、2つの段階の調査をまとめて実施するなど、個々の案件に応じて設定する。

(2) 民間事業者との対話手順

調査で行う民間事業者との対話については、下図の手順を基本として実施することとし、対話①（事業検討段階）、対話②（公募条件検討段階）のいずれにおいても同様とする。なお、調査の実施に当たっては、特定の民間事業者が有利にならないように情報提供することや、参加事業者との対話概要を公表するなど、公平性・透明性の確保に留意する。



ア 実施要領等の作成

調査の実施に必要な事項を整理し、実施要領等を作成する。作成に当たっては、解決すべき事項、意見を求めたい事項を明確に示すことで、より有益な提案を受けられるようにする。また、実施要領等の公表から対話実施までの期間の設定においては、求める提案の内容に応じて、参加する民間事業者が提案検討に要する時間を考慮する。

なお、調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担となることから、提出資料は必要最小限とする。

実施要領の主な記載内容（例）

- 対話の実施時期、事前説明会等の開催日時・会場、区側の参加部署
- 対話、事前説明会等の参加申込方法
- 参加資格
- 土地や建物の情報（所在地、面積、建物状況、各種規制等）
- 区側の意向・考え方、解決したい行政・地域課題、その時点での公募条件の骨子案等
- 対話項目（活用アイデア、公共施設機能の確保策、地域貢献策、活用条件、公募条件骨子に対する意見等）
- 留意事項

イ 実施要領等の公表

広報紙及び区公式ホームページの活用など、民間事業者に対して幅広く周知する。調査を効果的に行うために、調査の受付・実施前に、民間事業者からの事前相談に応じるなど必要な情報提供を行う。

ウ 説明会等の実施

民間事業者から意見を出しやすくするため、説明会を実施するとともに、施設・用地活用等の場合には必要に応じて現地見学会を実施する。

エ 調査参加受付

一定の申込期間を設け、調査への参加申込を受け付ける。受付締め切り後、参加事業者に対して、直接対話の日時・場所等を通知する。

オ 調査の実施（直接対話）

実施要領に記載した調査項目について参加事業者との対話を非公開で実施する。対話を効率的に進めるため、資料等を事前に徴収することも可とする。また、必要に応じて参加事業者に対し追加で調査を実施する。

カ 調査結果の公表

調査結果については、区公式ホームページ等で公表する。公表に当たっては、事業者の特殊な技術、ノウハウ、アイデア等の保護に十分注意するとともに、事前に参加事業者に対し、公表内容の確認を行う。

3 その他

- ・ 調査の実施に当たっては、調査を実施する目的・内容等の案を政策経営部企画課（施設再編・整備担当）にあらかじめ協議する。
- ・ 調査実施後は、民間事業者からの提案、意見等を踏まえて事業内容（方向性）、公募条件を再検討し、条件が整った場合において、プロポーザル方式などによる事業者募集を行う。
- ・ 本基本指針については、今後、調査を実施する中で、必要に応じて、見直しを図ることとする。